

自動車運転による死傷事犯に対する主要国等における罰則

ア（
ミシ
ガン
州
カ）

○故殺罪（ミシガン州刑法 § 750. 321）

故殺を犯した者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは7500ドル以下の罰金又はその併科

○飲酒等運転致死罪（ミシガン州自動車法 § 257. 625(4)）

酒, 規制薬物の影響下にあるなどの状態で自動車を運転し, 他人を死亡させた者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは2500ドル以上1万ドル以下の罰金又はその併科

○無謀運転致死罪（同法 § 257. 626(4)）

無謀な運転（意図的かつ悪意による人又は財産の安全の無視）をして他人を死亡させた者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは2500ドル以上1万ドル以下の罰金又はその併科

○無免許運転致死罪（同法 § 257. 904(4)）

無免許で自動車を運転し, 他人を死亡させた者に対する罰則

15年以下の自由刑若しくは2500ドル以上1万ドル以下の罰金又はその併科

○交通法規違反致死罪（同法 § 257. 601d(1)）

自動車を運転中に罰金刑を科し得る交通法規違反をし, 人を死亡させた者に対する罰則

1年以下の自由刑若しくは2000ドル以下の罰金又はその併科

○飲酒等運転傷害罪（同法 § 257. 625(5)）

酒, 規制薬物の影響下にあるなどの状態で自動車を運転し, 人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

5年以下の自由刑若しくは1000ドル以上5000ドル以下の罰金又はその併科

○無免許運転傷害罪（同法 § 257. 904(5)）

無免許で自動車を運転し, 人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

5年以下の自由刑若しくは1000ドル以上5000ドル以下の罰金又はその併科

○無謀運転傷害罪（同法 § 257. 626(3)）

無謀な運転をして人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

5年以下の自由刑若しくは1000ドル以上5000ドル以下の罰金又はその併科

○交通法規違反傷害罪（同法 § 257. 601d(2)）

自動車を運転中に罰金刑を科し得る交通法規違反をし, 人の身体機能に重大な障害を生じさせた者に対する罰則

93日以下の自由刑若しくは500ドル以下の罰金又はその併科

○危険運転致死罪(道路交通法 § 1)

道路又はその他の公共の場所で自動車等を危険に運転し、これにより他人を死亡させた者に対する罰則

14年以下の拘禁刑

○不注意・身勝手運転致死罪(同法 § 2B)

道路又はその他の公共の場所で相当な注意力を欠くなどして自動車等を運転し、これにより他人を死亡させた者に対する罰則

5年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科

(略式起訴の場合は12か月以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科)

○無免許、無資格及び無保険運転致死罪(同法 § 3ZB)

無免許等で、道路において自動車等を運転することにより他人を死亡させた者に対する罰則

2年以下の拘禁刑若しくは罰金又は併科

(略式起訴の場合は12か月以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科)

○飲酒等運転過失致死罪(同法 § 3A)

道路又はその他の公共の場所で、相当な注意力を欠くなどして自動車等を運転し、他人を死亡させ、かつ

(a) 酒又は薬物の影響により運転には適していない状態にあった

(b) 呼気、血液又は尿から法定の基準を超えるアルコール値が検出された

(c) 第7条に基づき、事故から18時間以内に呼気サンプル等の提出を求められたが、合理的な理由がないのにこれに応じなかった

(d) 第7A条に基づき採取された自己の血液について、これを検査に供することに応じるよう求められたが、合理的な理由がないのにこれに応じなかった

場合のいずれかに該当する者に対する罰則

14年以下の拘禁刑若しくは罰金又は併科

<p>ド イ ッ</p>	<p>○過失致死罪(刑法 § 222) 過失によって人の死亡の結果を引き起こした者に対する罰則 <u>5年以下の自由刑又は罰金</u></p> <p>○過失傷害罪(同法 § 229) 過失によって他人の傷害を引き起こした者に対する罰則 <u>3年以下の自由刑又は罰金</u></p> <p>○道路交通に対する危害行為罪(同法 § 315c) アルコール等の摂取等が原因で乗物を安全に操縦できる状態にないにもかかわらず乗物を操縦し、又は、著しく交通に違反し、かつ無謀に優先通行を無視するなどして、これによって、他人の身体・生命等を危険にした者に対する罰則 <u>(故意) 5年以下の自由刑又は罰金</u> <u>(過失) 2年以下の自由刑又は罰金</u></p>
<p>フ ラ ン ス</p>	<p>○自動車等運転過失致死罪(刑法 § 221-6-1) ①安全義務・注意義務を怠り、他人を死亡させた車両運転者に対する罰則 <u>5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金</u> ②安全義務・注意義務を明らかに意図的に怠る場合、酩酊・一定以上の酒気・検査拒否、麻薬、無免許、50キロ以上の速度超過、ひき逃げの場合 <u>7年以下の拘禁刑及び10万ユーロ以下の罰金</u> ③上記②のうち2以上に該当 <u>10年以下の拘禁刑及び15万ユーロ以下の罰金</u></p> <p>○自動車等運転過失重傷害罪(3か月を超える労働不能)(同法 § 222-19-1) ①安全義務・注意義務を怠り、他人に3か月を超える完全労働不能を引き起こした車両運転者に対する罰則 <u>3年以下の拘禁刑及び4万5000ユーロ以下の罰金</u> ②自動車等運転過失致死罪の②と同じ <u>5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金</u> ③上記②のうち2以上に該当 <u>7年以下の拘禁刑及び10万ユーロ以下の罰金</u></p> <p>○自動車等運転過失傷害罪(3か月以下の労働不能)(同法 § 222-20-1) ①安全義務違反等により他人に3か月以下の完全労働不能を引き起こした車両運転者に対する罰則 <u>2年以下の拘禁刑及び3万ユーロ以下の罰金</u> ②自動車等運転過失致死罪の②と同じ <u>3年以下の拘禁刑及び4万5000ユーロ以下の罰金</u> ③上記②のうち2以上に該当 <u>5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金</u></p>